## 議案第84号 説明資料

## 1 指定管理者が管理を行う施設の概要

施設の名称	忠類歯科診療所		
所 在 地	幕別町忠類錦町439番地1 (忠類コミュニティセンター内)		
設置条例の名称	幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例		
施設設置の目的	目的地域住民の健康の保持と医療福祉の増進を図る。		
	建設年度 昭和51年度		
	構造規模 鉄筋コンクリート造		
	建築面積 223. 42 m²		
施 設 の 概 要	主要施設 診療室 61.52 m <sup>2</sup>		
	待合室・小上がり 30.40㎡		
	事務薬局 6.13 m <sup>2</sup>		
	技工室 15.44㎡		

## 2 指定管理者が管理を行う業務

	(1) 忠類歯科診療所の診療の実施に関する業務(利用料金の徴収に関する業務を含む。)
業務の内容	(2) 忠類歯科診療所の施設及び付属設備の維持管理に関する業務
	(3) その他町長が必要と認める業務

## 3 医療法人社団航慎会の概要

設		<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	平成26年3月12日
資	本	金	80,704,989円(平成29年3月31日変更、平成29年5月29日登記)
売	上	高	93,731,434円(平成28年度収入)
職	員 数	等	理事4名、監事1名、職員15名
事	業内	容	歯科診療所経営 (なかの歯科医院、北区しんた歯科)